

官報 号外 昭和五十五年四月一日

○第九十一回 衆議院会議録 第十五号

昭和五十五年四月一日(火曜日)

議事日程 第十二号
昭和五十五年四月一日

正午開議

第一 幹線道路の沿道の整備に関する法律案
(内閣提出)

第二 公営住宅法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件
日本安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査し、その対策を樹立するため委員二十五人よりなる安全保障特別委員会を設置するの件(議長発議)

日程第一 幹線道路の沿道の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第二 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、幹線道路の沿道の整備に関する法律案(内閣提出)
の整備に関する法律案、日程第二、公営住宅法の一部を改正する法律案といたします。

昭和五十五年四月一日 衆議院会議録第十五号 特別委員会設置の件 幹線道路の沿道の整備に関する法律案外一案

委員長の報告を求めます。建設委員長北側義一君。

幹線道路の整備に関する法律案及び同報告書

公営住宅法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔北側義一君登壇〕

○議長(灘尾弘吉君) これより会議を開きます。

午後零時三十四分開議

特別委員会設置の件

○議長(灘尾弘吉君) 特別委員会の設置につきお詫びいたします。

日本安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査し、その対策を樹立するため委員二十五人よりなる安全保障特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(灘尾弘吉君) 起立多數。よって、そのとおり決しました。(拍手)

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

日程第一 幹線道路の沿道の整備に関する法律案(内閣提出)

本件は、最近における自動車交通事故量の増大、車両の大型化に伴う道路交通事故騒音により生ずる障害の防止と、沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために、道路交通事故騒音の著しい幹線道路について申し上げます。

本件は、去る三月三日本委員会に付託、同七日提案理由の説明を聴取、同二十六日質疑を終了、同二十八日日本共産党・革新共同中島武敏君より提出された土地買い取りに係る資金の全額貸付け等に関する修正案が少數をもつて否決されました。

原案とのおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、道路交通事故に対する総合的な施策の推進等三項目の附帯決議が付されました。

次に、公営住宅法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、収入が低額である単身の老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者に公営住宅へ入居することといたします。

ができますこととするとともに、公営住宅建てかえ事業により新たに建設すべき公営住宅の戸数を、当該事業により除却すべき戸数に構造及び階数に応じ、一・二倍以上で政令で定める倍率を乗じて得た戸数の合計とすることとしております。

本件は、参議院先議に係るもので、去る三月十九日本委員会に付託、同日提案理由の説明を聴取、同二十八日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本件に対しても、公営住宅建設促進のための財源への配慮など四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(灘尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

○議長(瀧尾弘吉君) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長古屋亨君。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古屋亨君登壇〕

○古屋亨君(登壇) ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、新たに必要な国内法制の整備を図ることとするとともに、ビルジの排出規制の対象船舶の範囲を拡大し、その主な内容は、

第一に、海洋環境の保全上注意を払うべき廃棄物の船舶からの排出について海上保安庁長官の確認制度を設けるとともに、航空機からの廃棄物等の排出を新たに規制すること、

第二に、船舶または海洋施設における廃棄物等の焼却を禁止し、または一定の基準にからしめるなど排出の規制に準じた制度を設けること、

第三に、現在ビルジの排出規制の対象外である総トン数三百トン未満のタンカー以外の船舶のうち、総トン数百トン以上の船舶を新たにビルジの排出規制の対象とともに、既存船舶については経過措置及び適用除外措置を講ずること

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、三月十九日地崎運輸大臣から提案理由の説明を聽取

取し、同月二十五日及び二十八日質疑を行い、本四月一日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、海洋汚染防止の実効を期すため、海運業者、船員等に対する指導監督の強化及び大型タンカーに対する監視の強化などを図るべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

○議長(瀧尾弘吉君) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔議院運営委員長提出〕

○議長(瀧尾弘吉君) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会

〔本号末尾に掲載〕

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

九八〇

○議長(瀧尾弘吉君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会

〔本号末尾に掲載〕

〔山下元利君登壇〕

○山下元利君(登壇) ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額五十六万円を、本年四月から、五十八万円に引き上げた年額に改定するとともに、納付金率を歳費月額の百分の九から百分の九・三相当額に引き上げること、及び国民年金に任意加入ができるようにしてやうとするものであります。

本案は、議院運営委員会において起草、提出されました。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔議院運営委員長提出〕

○議長(瀧尾弘吉君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会

〔本号末尾に掲載〕

第三は、障害補償年金について、受給権者に対する改善を重ねてまいりましたが、重度障害者の他の年金受給者等に対するきめ細かな配慮の必要性、関係制度の動向などにかんがみ、その改善について、かねてから労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきたところであります。

同審議会における検討の結果、昨年十二月、当面措置すべき制度の改善について労使公益各側委員全員一致による建議をいただきました。

政府といたしましては、この建議を尊重し、必要なものを予算化するとともに、法律改正を要する部分について改正案を作成し、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ了承する旨の答申をいたしました。また、船員保険につきましても、同様な改正案を社会保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ同様の答申をいたしましたところであります。

これら関係審議会の審議を経て成案を得ましたので、ここに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案として提案をいたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、遺族補償年金の給付額について、たとえば遺族一人の場合、現在、給付基礎年額の三分の三十五に相当する額を原則といたします。まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、遺族補償年金の給付額について、たとえば遺族一人の場合、現在、給付基礎年額の三分の三十五に相当する額を原則といたします。まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、障害補償年金について、その受けた年金の合計額が一定額に達しない間に受給権者が死亡したときは、その差額に相当する額の一時金を当該受給権者の遺族に支給することとしたことであります。

第一は、障害補償年金について、受給権者に対する改善を重ねてまいりましたが、重度障害者の他の年金受給者等に対するきめ細かな配慮の必要性、関係制度の動向などにかんがみ、その改善について、かねてから労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきたところであります。

同審議会における検討の結果、昨年十二月、当面措置すべき制度の改善について労使公益各側委員全員一致による建議をいただきました。

政府といたしましては、この建議を尊重し、必要なものを予算化するとともに、法律改正を要する部分について改正案を作成し、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ了承する旨の答申をいたしました。また、船員保険につきましても、同様な改正案を社会保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ同様の答申をいたしましたところであります。

これら関係審議会の審議を経て成案を得ましたので、ここに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案として提案をいたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、遺族補償年金の給付額について、たとえば遺族一人の場合、現在、給付基礎年額の三分の三十五に相当する額を原則といたします。まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、遺族補償年金の給付額について、たとえば遺族一人の場合、現在、給付基礎年額の三分の三十五に相当する額を原則といたします。まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、障害補償年金について、その受けた年金の合計額が一定額に達しない間に受給権者が死亡したときは、その差額に相当する額の一時金を当該受給権者の遺族に支給することとしたことであります。

して一定額の範囲内で前払い一時金を支給することとしたことがあります。

第四は年金たる保険給付等の額のスライドの発動要件について、現在は賃金水準が一〇%を超えて変動することを要することとしておりますが、この賃金水準の変動幅を六%を超えることで足りることとした 것입니다。

第五は、通勤災害に関する保険給付についても、これらに準じて措置することとしたことがあります。

第六は、年金受給者のために、厚生年金等と同様の年金担保融資制度を設けることとしたことがあります。

第七は、同一の事由についての労災保険料と、それと重複する部分の民事損害賠償などを調整するための規定を整備することとしたことがあります。

第八は、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、事業場ごとの災害率に応じて保険料を調整するいわゆるメリット制度の調整幅を拡大するとともに、その調整率の計算の基礎となる収支率の算定に技術的な改善を行い、労働災害の防止努力が的確に反映できるようにしたことあります。

次に、船員保険法関係の改正について申し上げます。この改正は、船員保険の職務上の事由による保険給付の内容について、おおむね労働者災害補償保険法関係の改正に準じた改正を行うこととしたことであります。

以上のはか、この法律案においては、その附則において以上の改正に伴う経過措置を定めております。なお、労働者災害補償保険法関係の施行期日は、スライド制の改正につきましては公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定めます。本年十一月一日、保険料のメリット制度の改正につきましては一般事業は本年十二月三十一日、有

期事業は昭和五十六年四月一日とし、その他の改正事項につきましては同年十一月一日としております。

また、船員保険法関係の施行期日は、労働者災害補償保険法関係の施行期日に準ずることとしております。

以上が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○佐藤謹君 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。佐藤謹君。

【佐藤謹君登壇】

○佐藤謹君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま趣旨説明のありました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに労働大臣に質問をいたします。

さて、顧みれば、昨年三月、十六名の死亡者を出した上越新幹線大清水トンネル事故、いまだ生きしく、記憶に新しいところであります。さらにはさかのばれば、昭和五十一年五月、山形県最上川農業用水路トンネル工事爆発事故、続いて、昭和五十二年七月、上越新幹線湯沢トンネル工事火災事故、また、昭和五十三年六月、山形県最上川農業用水路トンネル工事爆発事故、まさに類似の事故が毎年連続して発生しているのであります。

安全なくして労働なし、このことが叫ばれて久しいのであります。しかし、このような重大灾害は後を絶たず、昭和五十三年度の労災死傷者数は百十四万二千九百二十八人を数え、一日三千三百十一人の人が職場で傷つき、病に倒れ、あるいは死傷者数の約二倍に相当するのであります。総理大臣、この現状を何と見たらいいのか。まさに異

り返し起きた労災事故を黙視し、見過ごしている人間の命ほど尊厳に値するものはありません。まさに、繰り返してならないのが労災事故であります。何はさておいても優先しなければならないのが労災事故の未然防止であります。しかるに、繰り返し起きた労災事故を黙視し、見過ごしている人間の命ほど尊嚴に値するものはありません。まさに、繰り返してならないのが労災事故であります。何はさておいても優先しなければならないのが労災事故の未然防止であります。しかし、繰り返し起きた労災事故を黙視し、見過ごしている人間の命ほど尊嚴に値するものはありません。まさに、繰り返してならないのが労災事故であります。何はさておいても優先しなければならないのが労災事故の未然防止であります。

これは一体何を物語るであります。確かに企業の業績は好転してまいりました。しかし、集中豪雨的な公共事業の発注は、人命軽視、労働政策を引き起こしてしまった。まさに、政府の政策は景気浮揚、経済政策を優先し、労働安全、労働政策を手抜きにしてきたと断せざるを得ない年齢に入れるや急速に増加の一途をたどっているのであります。しかも、その中で圧倒的に多いのが建設業に携わる労働者であり、死亡者数では全体の四七・六%を占め、しかも大規模災害のほとんどはこの建設業に集中しているのであります。それは、いみじくも昭和五十年以降政府がとった景気浮揚対策、またそれに伴う公共事業の伸びと一致しているのであります。

これは一体何を物語るであります。確かに企業の業績は好転してまいりました。しかし、集中豪雨的な公共事業の発注は、人命軽視、労働安全の手抜きを助長し、労働災害、職業病の多発を引き起こしてしまった。まさに、政府の政策は景気浮揚、経済政策を優先し、労働安全、労働政策を手抜きにしてきたと断せざるを得ない年齢に入れるや急速に増加の一途をたどっているのであります。労働大臣の所見を伺いたいと思います。(拍手)

○佐藤謹君 いま日本の労働者は、EC諸国から働き中毒と言われるほど働かされ、大型労災は後を絶たず、職業病は累増の一途をたどり、その補償は先進諸国に比べてきわめて劣悪な状態に置かれているのであります。特に、低成長下にあっては、企業の減量経営によってそれが加速され、雇用不安と失業は言ふに及ばず、労働災害、職業病も昭和五十年以降急速に増大してきています。

一方、日本の独占的大企業は、高度成長時代はもちろんのこと、今日低成長下にあっても減収増益、增收増益、特に昨年九月の決算ではかつてない高収益を上げているではありませんか。総理大臣、これでは労働者の命と健康を削り取り、その犠牲の上に日本の大企業は肥えていていると言わざるを得ないのであります。(拍手)総理大臣の所見を承りたいところであります。

しかし、労働者は労働力は売つても命や健康を売つているのではありません。そこに使用者の人命に対する安全保障義務が存在するのであり、民事訴訟における判決はいみじくもこのことを判断しているのであります。災害が起つてからではすべてが遅いのであります。労働安全、労災、職業病の未然防止、これは労働行政にとって最優先すべき課題と考えますが、労働大臣の所見と今後の施策について伺いたいと思います。(拍手)

次に、今回の法案の内容について伺います。

それは、まず給付水準の問題であります。政府は一体、現在の労災補償給付水準で被災者、その家族、遺族の生活が守れると考えているのかどうか。今回の改正案を見ても、遺族補償年金など一部の手直しされているものの、給付水

準全般の引き上げについては全く手がつけられないであります。

たとえば、自動車事故による自賠責保険ですら、その遺族に対し二千万円ないしはそれに近い一時金が支給されているのであります。しかるに

労災事故の場合、死亡当時年金を受ける遺族がないければ一千円程度の一時金であり、自賠責保険の二分の一であります。果たしてこれでいいのか。人の命に変わりはないのであります。加えて

今日、人の命に対する損害賠償額は六千万円ないしは七千万円程度支払われてゐるのであります。そのことを考え合わせれば、今日の労災補償給付は余りにも低額と言わざるを得ません。それに労災年金給付では、ボーナスが取るに足らない算定になつてゐるのに、今度の健保改正案では、ボーナスからもがつちり保険料を徴収するといふ、これでは首尾一貫していないのではないですか。

また、たとえば障害年金の場合、賃金月額十万円、日額三千三百円の人は、障害一級ですら百万円相当の年金しか支給されないのであります。果たしてこれで家族とともに暮らしていけるだろうか、まさに一家が路頭に迷うことは明らかであります。

労働省は、しばしば日本の労災補償水準はILO水準に達したと言つております。果たしてそうだらうか。ILO百二十一号条約は、開発途上国

も含めた国際的最低水準なのであります。よしんば、この条約の水準に達したとしても、経済大国を自負する日本が、胸を張つて国際水準に達したと言えるだらうか。否、ILO水準をはるかに上回る西欧先進諸国に比べるならば、日本はまだまだ低水準にあると言わなければなりません。

そこで、労働大臣に次のことを伺いたいのであります。

第一は、労災給付水準は、労働者が人たるに値する条件を満たすものでなければならないと考えますが、その点どう考えるか。また、日本の労災

給付は、被災者、そしてその家族、遺族の生活を守れる水準に達していると考えるかどうか。

第二は、日本は主要先進諸国に学び、給付水準その他改善すべき点が多いと考えるが、その点はどうか。

以上、労働大臣の答弁を求めたいと思います。

さて、今回の改正の最大の焦点は、労災保険給付と民事損害賠償との調整するという点であります。つまり、改正案によれば、労災保険制度から

前払い一時金を給付した場合、事業主はその分を損害賠償から差し引くことができるし、また、一時金相当額を超える損害賠償が行われれば、政府は保険給付をしなくてよいというものであります。

しかし、この改正内容は大きな誤りを持つものと言わなければなりません。なぜならば、制度目的を異にする労災保険給付と民事損害賠償とを同一レベルで調整すること自体、理が通らないのです。

そもそも、労災保険制度は、労働者が人たるに値する生活の最低基準を定め、業務上を唯一の要件として法定補償を行うものであり、被災者の生

活確保を図る保険制度であります。一方、損害賠償制度は、市民相互間において発生した損害を一定程度を認めた上で、その公平な分担を行ふ法制度であります。したがつて、両者は相互補完の関係にあるものではなく、両法律制度によって二重の利益を得ても、相互に排除する関係はないのであります。

そもそも、被災者が民事訴訟を提起したのは、労災給付が余りにも低いため、それを十全なものにするために起きたものであります。仮に、そのことによって二重と目される給付があつたとしても、人間の命の値打ちに上限はないのであります。しかるに、それを調整するということになれます。

准全般の引き上げについては全く手がつけられないであります。

たとえば、自動車事故による自賠責保険ですら、その遺族に対し二千万円ないしはそれに近い一時金が支給されているのであります。しかるに

労災事故の場合、死亡当時年金を受ける遺族がないければ一千円程度の一時金であり、自賠責保険の二分の一であります。果たしてこれでいいのか。人の命に変わりはないのであります。加えて

今日、人の命に対する損害賠償額は六千万円ないしは七千万円程度支払われてゐるのであります。そのことを考え合わせれば、今日の労災補償給付は余りにも低額と言わざるを得ません。それに労災年金給付では、ボーナスが取るに足らない算定になつてゐるのに、今度の健保改正案では、ボーナスからもがつちり保険料を徴収するといふ、これでは首尾一貫していないのではないですか。

また、たとえば障害年金の場合、賃金月額十万円、日額三千三百円の人は、障害一級ですら百万円相当の年金しか支給されないのであります。果たしてこれで家族とともに暮らしていけるだろうか、まさに一家が路頭に迷うことは明らかであります。

労働省は、しばしば日本の労災補償水準はILO水準に達したと言つております。果たしてそうだらうか。ILO百二十一号条約は、開発途上国

も含めた国際的最低水準なのであります。よしんば、この条約の水準に達したとしても、経済大国を自負する日本が、胸を張つて国際水準に達したと言えるだらうか。否、ILO水準をはるかに上回る西欧先進諸国に比べるならば、日本はまだまだ低水準にあると言わなければなりません。

そこで、労働大臣に次のことを伺いたいのであります。

第一は、労災給付水準は、労働者が人たるに値する条件を満たすものでなければならないと考えます。しかるに、それを十全なもの

ば、被災者が経済的に損失をこうむることは明らかであります。

一方、この調整は、事業主の負担を軽減させ、あわせて、最近の判例の動向にいら立ち、労災裁判を抑制しようとする使用者側有利することは、これまで明白なであります。(拍手)

そこで、労働大臣に伺いたいのであります。先ほどから述べているように、理も筋も通らず、しかも、使用者側を一方的に利するこの制度

間の調整はなぜこの時期にやらなければならぬのか、明確な御答弁をいただきたいところであります。

次に、この両制度間の調整は、民事損害賠償訴訟を抑え、ひいては、労災、職業病を誘発し、多発させていくという点であります。つまり、この調整は、被災者の民事損害賠償訴訟により経済的效果を薄め、結果的には民事訴訟を抑える役割りを果たすことは明らかだと思ひます。そして、このことは、今日まで民事訴訟が果たしてきた使用者側の安全配慮義務を後退させ、ひいては事業主の職場安全管理に手抜きを与える、今後一層労災、職業病を誘発し、多発させていくことは必至であると断ぜざるを得ないのであります。労働大臣の所見を伺いたいところであります。

最後に、総理大臣に伺いたいのであります。

重ねて申し上げますが、労災保険給付と民事損害賠償との調整は、それ自体理が通らないばかりでなく、使用者側を一方的に利する結果となり、ひいては労災、職業病を誘発していくものと断ぜざるを得ません。したがつて、この際、問題の多い両制度間の調整事項について、このたび改正案の審議に当たつて見送るべきだと主張しますが、その点どう考えるか、総理大臣の御答弁を承りたいと思います。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(大平正芳君) 佐藤さんにお答えいたしました。〕

第一の御質問は、労災事故は毎年同じような事故が繰り返し起つておる、政府の責任は重大であると思うが、どう対処する考え方かという意味の御質問でございました。

労働災害を防止いたしまして、働く人々の安全と健康を守り、安心して働くことのできる職場を確保することは、政治の課題であると考えております。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けており、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

労働災害は、長期的には減少傾向にございました。昭和四十四年に百七十二万件でございましたが、五十三年には百十四万件に減つております。けれども、いまなお毎年百万余に及ぶ方が労働災害を受けおり、政府といたしましては、労働災害のなお一層の減少を図るため、第五次労働災害防止計画に基づきまして、死亡災害、大型災害の大幅な減少、職業性疾病対策の充実などを重点に、具体的な施策を推進しているところであります。

一、昨三月三十一日、人事院總裁藤井貞夫君から、國家公務員法第三条第九項の規定に基づく昭和五十四年の當利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る三月二十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

一、昨三月三十一日、人事院總裁藤井貞夫君から、國家公務員法第二百三十条第九項の規定に基づく昭和五十四年の賞利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。	社会労働委員会	神田厚君	玉置一弥君	懲罰委員会	吉田之久君	高橋高望君
(理事補欠選任)	辞任	佐藤誼君	井上泉君	補欠	小平忠君	近藤豊君
一、去る三月二十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	辞任	農林水産委員会	井上泉君	佐藤誼君	小平忠君	近藤豊君
去る三月二十八日、議長において、次のとおり理事を補欠選任した。	補欠	近藤豊君	小平忠君	補欠	小平忠君	高橋高望君
(特別委員会)	辞任	農林水産委員会	井上泉君	佐藤誼君	小平忠君	近藤豊君

国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件
日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件
一、今一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
西モロガニ五手合法の一部を改正する法律案

文教委員会
理事 嶋崎 譲君（理事嶋崎譲君去る三月
二十六日委員辞任につきその補欠）
（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る三月二十八日、議長において、次のとおり
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

		運輸委員
辭任	宇野	小平
齊藤	正男君	玉置
瓦	力君	忠君
		一弥君
		近藤
補欠	瓦	神田
宇野	日野	厚君
市朗君	力君	豊君
亨君		
		(議案提出)
一、去る三月二十八日、議員から提出した議案は 次のとおりである。 学校教育法等の一部を改正する法律案（中西謹 介君外五名提出）	栗田 翠君	林 百郎君
		栗田 翠君
		林 百郎君

送付された次の議案を受領したことの國協会の解散及び事業の承継に関する法律案

大蔵委員会	外務委員会	地方行政委員会	農業委員会	通商委員会	財政委員会	労働委員会
辞任	辞任	辞任	補欠	補欠	補欠	補欠
玉置	山口	加藤	中村	田島	田島	田島
一弥君	田島	萬吉君	萬吉君	敏夫君	敏夫君	敏夫君
	敏夫君	衛君	衛君	衛君	衛君	衛君
	衛君					
神田						
厚君						

				建設委員
				辞任
大野	浜田	幸一君	明君	補欠
井上	中村	泉君	伊平君	越智
中村	茂君	伊平君	伊平君	伊平君
越智	鴨田利太郎君	鴨田利太郎君	佐藤	鴨田利太郎君
佐藤	湯山	謙君	謙君	謙君
湯山	勇君	勇君	大野	明君
			浜田	幸一君
			井上	泉君
			中村	茂君
議院運営委員	岡田	正勝君	高橋	高橋
辞任	高橋	正勝君	高橋	補欠
小里	高橋	貞利君	高橋	高橋
高橋	高望君	貞利君	高望君	高望君
浦野	然興君	之久君	浦野	正勝君
予算委員	岡田	正勝君	高橋	高橋
辞任	高橋	高望君	高橋	補欠
小里	貞利君	貞利君	高橋	高橋
吉田			高橋	高橋
小里				

（議案付託）

一、 去る三月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案（内閣提出第三五号）

住宅保障法案（中村茂君外五名提出、衆法第三八号）

建設委員会 付託

一、 去る三月二十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

こともの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案（内閣提出第八一号）（予）

社会労働委員会 付託

一、 昨三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二号)(参議院送付)
 地方行政委員会 付託
 航空業務に関する日本国とフィジーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三二号)
 航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三三号)
 千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第三三四号)
 千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三五号)
 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するダペスト条約の締結について承認を求めるの件(条約第三六号)
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第三七号)
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十三条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第三八号)
 千九百七十九年の国際天然ガス協定の締結について承認を求めるの件(条約第三九号)
 国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件(条約第四〇号)
 日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(条約第四一号)
 以上十件 外務委員会 付託
 学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外五名提出、衆法第二九号)
 文教委員会 付託
 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
 (参議院送付)
 建設委員会 付託

(議案送付)
 一、去る三月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 議員提出案を参議院に送付した。
 犯罪被害者等給付金支給法案
 一、去る三月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外五名提出)
 一、昨三月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
 一、今一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 出案を可決した旨の通知書を受領した。
 一、昨三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 過疎地域振興特別措置法案
 国会法の一部を改正する法律案
 一、昨三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 農業者年金基金法の一部を改正する法律案
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
 関税定率法等の一部を改正する法律案
 所得税法の一部を改正する法律案
 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 地方税法等の一部を改正する法律案
 工業標準化法の一部を改正する法律案
 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
 國土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 國立学校設置法の一部を改正する法律案
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する朗説を省略した議長の報告

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 一、昨三月三十一日、参議院において、第九回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案
 日本専売公社法等の一部を改正する法律案
 (答弁書受領)
 一、去る三月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員飯田忠雄君提出最高裁判所の規則制定権に関する質問に対する答弁書
 最高裁判所の規則制定権に関する質問主意書
 昭和五十五年三月十一日
 衆議院議長 濱尾 弘吉殿 提出者 飯田 忠雄
 最高裁判所の規則制定権に関する質問主意書
 憲法第七十七条は、最高裁判所は訴訟に関する手続に関する事項、弁護士に関する事項、裁判所の内部規律に関する事項、司法事務処理に関する事項の四事項について規則を定める権限を有するとしている。そこで憲法第七十七条に「権限を有する」とあるのは、右に掲げた四事項については、立法権の例として最高裁判所に立法権限を与えたことを意味すると思われるがどうか。
 二、従つて、右の四事項に関する立法をする場合には、原案を最高裁判所において立案し、最高裁判所において審議し立法するのが原則ではないか。(法形式は、最高裁判所規則第〇号「〇〇〇法」)。しかし、法案の内容から国会の審議に付するを相当とするものについては、最高裁判所にお

いて法案を立案し、国会に提出して審議可決を求める場合も合法であると解うると思うがどうか。
 四、右の場合において、公布についての内閣が立法に参画する憲法上の根拠はないと思うがどうか。
 右質問する。
 内閣衆賀九一第九号 昭和五十五年三月二十八日
 内閣總理大臣 大平 正芳
 衆議院議長 濱尾 弘吉殿
 衆議院議員飯田忠雄君提出最高裁判所の規則制定権に関する質問に対する答弁書
 [別紙]
 衆議院議員飯田忠雄君提出最高裁判所の規則制定権に関する質問に対する答弁書
 一及び二について
 憲法第七十七条第一項は、国会を唯一の立法機関とする憲法上の原則(憲法第四十一条の例外を定めたもの)であるが、憲法第七十七条第一項に掲げる事項であつても、法律をもつて規定することが排除されるわけではなく、一般に国民の権利義務に直接関係のある事項については、法律をもつて規定するのが相当であると解されている。
 三について
 最高裁判所は、法律案を国会に提出する権限を有しないと解される。
 四について
 内閣は、法律案を国会に提出する権限を有しており、憲法第七十七条第一項に掲げる事項に関してこれを否定する根拠はない。

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項
で政令で定めるもの

3 沿道整備計画を都市計画に定めるに当たつては、次に掲げるところに従わなければならぬ。
一 当該区域及びその周辺の地域の土地利用の状況及びその見通しを勘案し、これらの地域について道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、必要に応じ、遮音上有効な機能を有する建築物等又は緑地その他緩衝空地が沿道整備道路等に面して整備されるとともに、当該道路に面する建築物その他の道路交通騒音が著しい土地の区域内に存する建築物について、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造となるよう定めること。

二 当該区域が、前号に掲げるところに従つて都市計画に定められるべき事項の内容を考慮し、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境のものとなるよう定めること。

三 建築物等が、都市計画上幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるよう定めること。

(行為の届出等)

第十一条 沿道整備計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為その他の政令で定める行為

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が沿道整備計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。この場合において、道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減を図るために必要があると認めるとときは、沿道整備計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を執ることについて指導又は助言をするものとする。

第四章 沿道整備促進のための施策

(土地の買入れに関する資金の貸付け)

第十二条 国は、市町村が沿道整備計画の区域内の土地のうち道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減と当該区域の計画的な整備を図るために効率的に利用できる土地で政令で定めるものを買い入れる場合には、当該市町村に対し、その土地の取得に要する費用に充てる資金の額の三分の一以内の金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間及び償還方法については、政令で定める。

3 市町村は、第一項の規定による貸付けに係る

で政令で定めるもの

土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

(緩衝建築物の建築等に要する費用の負担)
第十二条 沿道整備計画の区域内において、遮音上有効な機能を有する建築物として建設省令で定めるもので沿道整備計画に適合するものを建築する者は、沿道整備道路の道路管理者に対し、道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減について遮音上当該建築物の建築により得られる効用の限度内において、政令で定めるところにより、当該建築物の建築及びその敷地の整備に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の規定による費用の負担を求める者は、あらかじめ、道路管理者に当該建築物を建築する旨の申出をし、当該費用の額及びその負担の方法について道路管理者と協議しなければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が沿道整備計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。この場合において、道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減を図るために必要があると認めるとときは、沿道整備計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を執ることについて指導又は助言をするものとする。

第十三条 道路管理者は、道路交通騒音が特に著しい沿道整備道路の沿道に係る沿道整備計画の区域内において建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により建築物の構造に関する防音上の制限が定められた際、当該区域内に現に存する人の居住の用に供する建築物又はその部分について、その所有者又は当該建築物若しくはその部分に関する所有権以外の権利を有する者が防音上有効な構造とするために行う工事に関して、必要な助成その他その促進のための措置を講ずるものとする。

第十四条 この法律に規定する道路管理者である地方公共団体に対し、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を執ることができる。

第五章 雜則

(権限の委任)
第十五条 この法律に定める事項は、政令で定めるもので、この法律に定める事項は、政令で定める。

第十六条 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第十七条 第十条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路法の一部改正)
第二条 道路法の一部を次のように改正する。
第三条 第四十八条の二第一項中「供用の開始を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第一項を次のように改める。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそくし、又はふくそくする見込みであることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。)の区内に

計画の決定等を行うとともに、沿道整備計画の区域内の整備を促進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 都道府県知事は、建設大臣の承認を受け、道路交通騒音の著しい幹線道路で一定の条件に該当するものを沿道整備道路として指定することができるものとする。
- 沿道整備道路の沿道で一体的かつ総合的に整備することが適切であると認められる土地の区域について、市町村が都市計画に沿道整備計画を定めることができるものとする。
- 沿道整備計画の区域内の整備を促進するため、国は、市町村が行う土地の買取りに要する費用の一部を無利子で貸し付けることができる。この助成その他の必要な措置を講ずるものとする。
- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、最近における道路交通及び沿道の生息環境にかんがみ、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案に対しては、日本共産党・革新共同中島武敏君より土地の買取りに関する資金の全額貸付け等に関する修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。

この修正案については、国会法第五十七条の規定に基づき、内閣を代表して渡辺建設大臣から「修正案については、政府として反対である。」旨の意見が述べられた。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和五十五年度道路整備特別会計予算に一億九千九百万円が計上されている。

昭和五十五年三月二十八日 建設委員長 北側 義一
衆議院議長 滝尾 弘吉殿

〔別紙〕

幹線道路の沿道の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 最近における道路交通及び沿道の生活環境の現況にかんがみ、道路交通騒音対策にとどまらず、道路交通公害全般にわたる総合的な施策の推進に努めること。
- 沿道整備道路の指定、沿道整備協議会の運営及び沿道整備計画の決定を行うに当たっては、地域住民の意向が十分反映されるよう配慮すること。
- 治道整備促進のため、本法の措置に併せて必要な財政上、金融上及び税制上の措置が講ぜられるよう努めること。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月十九日

衆議院議長 滝尾 弘吉殿 参議院議長 安井 謙

公営住宅法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十三条の四第三号中「戸数の二倍」を「戸数に、当該除却すべき公営住宅の構造及び階数に応じて得た戸数の合計」と、「これば」を「超えれば」に改める。

附則

〔別紙〕

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 公営住宅の建設を促進するため、地方自治体の用地確保、関連施設整備等のための財源について、国は一層の配慮を行うこと。
- 老人、身体障害者等の単身入居については、資格要件について幅広く検討し、入居に当たっては、住宅改造等について配慮するとともに、福祉行政との連携を緊密に行うこと。また、良好なコミュニティ形成のため、これらの入居者が特定の地域や棟にかたよることのないよう配慮すること。
- 既設低層公営住宅については、土地の有効利用を図るためにも建替を促進するとともに、居住環境の改善を図ること。その際入居者の負担軽減と激変緩和のため、家賃について配慮するとともに、三大都市圏における小規模建替・可能な増改築についての財政援助について検討すること。
- 公営住宅の入居については、困難度に応じて入居できるよう登録制度の採用等を図るとともに、明渡しの請求については、入居者と十分に話し合い他の公的住宅への入居等について特別の配慮を行うこと。

また、入居者の家賃負担の軽減のため、家賃補助の増額を図ること。

公営住宅法の一部を改正する法律案及び同報告書 公営住宅法の一部を改正する法律案及び同報告書

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

二 公営住宅法の一部を改正する法律案

衆議院議長 滝尾 弘吉殿 参議院議長 安井 謙

〔別紙〕

公営住宅法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条中「各号」の下に「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」として政令で定める者については、第二号及び第三号)に付する。

昭和五十五年三月二十八日 建設委員長 北側 義一
衆議院議長 滝尾 弘吉殿

〔別紙〕

公営住宅法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 公営住宅建替事業の促進を図るため、施行の要件を緩和しようとするもので、その改正の内容は次のとおりである。
 - 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者について、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても公営住宅に入居することができるものとする。
 - 公営住宅建替事業により新たに建設すべき戸数に、構造及び階数に応じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計とするものとする。
- 議案の可決理由

本法律案は、収入が低額である老人、身体障害者等の居住の実情にかんがみ、これらの者について同居親族がない場合においても公営住宅に入居することができるようとするとともに、公営住宅建替事業の促進を図るため、施行の要件を緩和しようとするもので、その改正の内容は次のとおりである。

1 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者について、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても公営住宅に入居することができるものとする。

2 公営住宅の戸数は、当該事業により除却すべき戸数に、構造及び階数に応じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計とするものとする。

四 公営住宅の入居については、困難度に応じて入居できるよう登録制度の採用等を図るとともに、明渡しの請求については、入居者と十分に話し合い他の公的住宅への入居等について特別の配慮を行うこと。

また、入居者の家賃負担の軽減のため、家賃補助の増額を図ること。

右決議する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年一月二十二日

内閣総理大臣 大平 正芳

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十五年一月二十二日

内閣総理大臣 大平 正芳

(外) 号 報 官

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のよう改訂する。

第一条中「第四章 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制(第十八条・第十九条)」を「第四章の二 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の排出の規制(第十八条・第十九条)」に改訂する。

第二条中「第四章 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制(第十八条・第十九条)」を「第四章の二 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の排出の規制(第十八条・第十九条)」に改訂する。

第三条第五号を「(港則法(昭和二十二年法律第百七十四号)に基づく)」とし、同条第四号中「(港則法(昭和二十二年法律第百七十四号)に基づく)」を削り、同号を加えて、確認を受けなければならない。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中

く港の区域を含む。以下同じ。」を削り、同号を加える。

同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 燃却 海域(港則法(昭和二十二年法律第百七十四号)に基づく)港の区域を含む。以下同じ。において、物を処分するために燃焼させることをいう。

第四条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第三項中「三百トン」を「百トン」に改める。

第九条第一項第一号中「三百トン」を「百トン」に改め、同条第二項中「日本船舶をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第十条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

同条第二項中「日本船舶をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第十一条中「廃棄物の排出(前条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)」を「前条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十四条中「廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)」を「第十条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十七条中「廃棄物」の下に「(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を加え、「排出(同項第二号に適合する排出を除く。)」を「同号の規定によつてする排出」に改める。

第四章の章名中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加える。

第十八条の見出し中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加え、同条第一項本文中「海洋施設」を「海域において、海洋施設又は航空機」に改め、同項第一号中「海洋施設」の下に「若しくは航空機」を加え、「若しくは損傷を防止し」を削り、同項第二号中「海洋施設」の下に「又は航空機」を加え、同条第二項中「次の」を「海洋施設からの次の」に改め、同項第二号中「廃棄物」の下に「(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を加え、同条に次の二号を加える。

前項第三号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要がある」と、「防止し」の下に「あわせて海洋の汚染の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し」を加える。

第三条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機を用いて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官は、適用しない。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「(港則法(昭和二十二年法律第百七十四号)に基づく)」を削り、同号を加えて、確認を受けなければならない。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中

場合において、その排出に関する計画が第二項第三号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

四 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十一条中「廃棄物の排出(前条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出)」を「前条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十四条中「廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)」を「第十条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十七条中「廃棄物」の下に「(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を加え、「排出(同項第二号に適合する排出を除く。)」を「同号の規定によつてする排出」に改める。

第四章の章名中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加える。

第十八条の見出し中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加え、同条第一項本文中「海洋施設」を「海域において、海洋施設又は航空機」に改め、同項第一号中「海洋施設」の下に「若しくは航空機」を加え、「若しくは損傷を防止し」を削り、同項第二号中「海洋施設」の下に「又は航空機」を加え、同条第二項中「次の」を「海洋施設からの次の」に改め、同項第二号中「廃棄物」の下に「(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を加え、同条に次の二号を加える。

前項第三号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要がある」と、「防止し」の下に「あわせて海洋の汚染の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し」を加える。

第三条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機を用いて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官は、適用しない。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「(港則法(昭和二十二年法律第百七十四号)に基づく)」を削り、同号を加えて、確認を受けなければならない。

する汚水その他海域において排出することがやむを得ない油又は廃棄物であつて政令で定めるものの排出

締約国の法令に従つてする排出(本邦周辺海域においてするものを除く。)

第四章の次に次の二章を加える。

二 締約国において積み込まれた廃棄物の当該海域においてするもの

第四章の二 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の焼却の規制

(油及び廃棄物の焼却の規制)

第十九条の二 何人も、船舶又は海洋施設において、その焼却が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油又は廃棄物の焼却をしてはならない。

船舶又は海洋施設において、前項の政令で定めた廃棄物の焼却をしなければならない。

油又は廃棄物以外の油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油又は廃棄物の焼却をしなければならない。

前項の規定により油又は廃棄物の焼却をする場合において、その油又は廃棄物がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油又は廃棄物であるときは、当該油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、当該油又は廃棄物の船舶又は海洋施設への積み込み前(当該油又は廃棄物が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前)に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることにについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

場合において、その焼却に関する計画が第二項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油又は廃棄物の焼却に従事する船舶又は海洋施設内

とあたる、船舶からのビルジの排出による海洋汚染を防止するため、ビルジの排出について規制される船舶の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」の実施に伴い、船舶等からの廃棄物等に関する規制を強化し、及び新たに廃棄物等の海域における焼却を規制することとするとともに、船舶からのビルジの排出による海洋の汚染を防止するため、ビルジの排出規制の対象船舶の範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 船舶からの特定の廃棄物の排出に関する確認制度の創設

船舶からの排出を認められている廃棄物のうちその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものを船舶から排出しようとする者は、その排出計画が基準に適合することについて、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。

(二) 航空機からの油又は廃棄物の排出の規制の追加

航空機からの海域における油又は廃棄物の排出を新たに規制することとし、航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる汚水等の排出を除き、禁止することとする。

(三) 海洋施設及び航空機の廃棄に関する確認制度の創設

1 海洋施設及び航空機を海洋に捨てるることを新たに規制することとし、捨てようとする場合には一定の基準に従わなければならぬこととする。

(内)

1 油等の排出に関する免責事由の制限、報

2 一定の大きさ以上の大きさの船舶、海洋施設又は航空機を捨てようとする者は、その廃棄計画が基準に適合することについて

て、海上保安庁長官の確認を受けなければならぬこととする。

(四) 船舶又は海洋施設において、その焼却が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがある油又は廃棄物の焼却を禁止するとともに、それ以外の油又は廃棄物の焼却は原則として一定の基準に従わなければならぬこととする。

2 船舶又は海洋施設において、焼却を認められている油又は廃棄物のうちその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものを焼却しようとする者は、その焼却計画が基準に適合することについて、海上保安庁長官の確認を受けなければならぬこととする。

3 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設における前項に規定する油又は廃棄物の焼却の用に供される焼却設備について、定期的に又は臨時に運輸大臣の検査を受けなければならないこととする。

4 ビルジの排出規制の対象船舶の範囲の拡大

1 現在ビルジの排出規制の対象となつていない総トン数三百トン未満のタンカー以外の船舶のうち総トン数百トン以上の船舶を、新たにビルジの排出規制の対象とする。

2 ビルジの排出規制に関する既存船舶のうち、総トン数百トン以上二百トン未満の船舶は対象外とし、総トン数二百トン以上三百トン未満の船舶については三年の猶予期間を設けることとする。

3 其他

告白、罰則等について所要の規定を設けることとする。

2 この法律は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」が日本において効力を生ずる日から施行することとする。ただし、ビルジの排出規制に係る部分は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において定める日から施行することとする。

2 本案は、海洋汚染の現状にかんがみ、国際的動向に対応し、汚染防止対策の充実強化を図るために措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十五年四月一日

運輸委員長 古屋 亨

〔別紙〕

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、海洋污染防治の実効を期するため、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一 海洋汚染防止に関する法律、海運業者及び関係業者並びに船員に対する指導・監督の強化を図ること。

二 大型タンカーに対する監視の強化を図ること。

三 航空機の増強を含む海上保安庁の監視体制の拡充・強化を図ること。

右決議する。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者
議院運営委員長 龍岡 高夫

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第一項中「百分の九」を「百分の九・一」と改める。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項を附則第十七項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国會議員等に給する互助年金の年額の特例)

昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国會議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十五年四月分以後、その年額を、六百九十六万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国會議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十五項を附則第十七項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国會議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十五年四月分以後、その年額を、六百九十六万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国會議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

(昭和五十五年四月一日から適用する。)

附則第十九項を附則第二項とし、附則第十四項を附則第十九項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

(国民年金法の一部改正)

附則第二項第一号中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員並びに国會議員」を

「並びに農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」に改め、同項第一号の二中「特別区の議会の議員」の下に「並びに国會議員」を加える。

理由
昭和四十九年三月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定するとともに、互助年金に係る納付金の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第十二号(中正誤)

大西一四
段行誤
大平洋
太平洋

明治二十五年三月三十一日
種郵便物認可日

(定価一〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 六二一四二二二
代 〒107